

| | |
|----------|--------------------|
| 氏名・（本籍地） | 新井弘賢（埼玉県） |
| 学位の種類 | 博士（仏教学） |
| 学位記の番号 | 甲第111号 |
| 学位授与の日付 | 平成29年3月15日 |
| 学位論文題目 | 『魚山薑芥集』成立過程の研究 |
| 論文審査委員 | 主査 木村秀明 |
| | 副査 苫米地誠一 |
| | 副査 Steven G.NELSON |

新井弘賢氏 学位請求論文審査報告書

「『魚山薑芥集』成立過程の研究」

論文の内容の要旨

本論文は、真言声明を研究するための基礎研究として、現在の真言声明を席卷した南山進流の規範的教則本である『魚山苞芥集』の成立過程の解明を試みている。『魚山苞芥集』は、法会用の譜本である『声明集』に、旋律や音価や曲調の情報等を付記した、声明の教則本である。『魚山薑芥集』は、智生房長恵(1456～1524)によって1517年に編纂され、この成立を契機に真言宗の声明は南山進流によって統一されるに至り、現在はその派生版が真言宗諸山で使用されている。

本論文は、序論と4章よりなる本論と結論および資料編から構成されている。序論では、本論文作成の目的と基本方針、声明の専門用語の定義、『魚山苞芥集』成立過程の時代区分、一次資料の書誌等の基本情報を述べた後、各章の目的と研究方法を提示し、最後に先行研究を整理している。なお『魚山薑芥集』成立過程の時代区分は、大進上人流が高野山に伝来した喜禎元年(1235)から『声明集』の基本構造が確定し重弘が示寂した正平十四年(1959)を初期に、文明四年(1472)の『声明集』刊行の直前までを中期に、三巻本の『魚山葵芥集』が編纂された永正十四年(1517)までを後期とする、三期を設定している。

第一章では、『魚山張芥集』の基本的情報と関連事柄について検討・確認している。第一節では、まず長恵による永正十四年(1496)の甲乙二巻本『魚山張芥集』の編纂と、明応五年(1517)の三巻本への再治について検討している。後代への影響と、二巻本の資料的問題によって、三巻本の再治をもって『魚山苞芥集』の成立と見なレ二巻本の検討は今後の課題としている。次に顯良房朝意(1518～1599)による写本とそれ以前の写本および刊本『魚山薑芥集』のそれぞれの書誌を含む詳細な情報を提示している。

第二節では、『魚山苞芥集』を撰述した長恵と当書普及の礎を築いた朝意について検討し、長恵を法儀における有識者・権威者と推定し、朝意が「三重の許可」という声明の最顯の伝授も行っていた、高野山の三傑とも称された重要人物であったことを突き止めている。

第三節においては『魚山薑芥集』の西目・曲順、第四節では曲調、第五節では博士・旋律・仮名、第六節では注記、第七節では「音律開合名目」について、それぞれ検討し要点を確認している。

以上のような準備をした後に、第二章から第四章において、『魚山葵芥集』の成立過程を初期・中期・後期に分けて考察している。

第二章では『魚山葵芥集』の成立過程の初期、すなわち大進上人流の高野山への伝来から『声明集』の基本構造の確立までを論じている。

第一節では、中期の『声決書』と『声実抄』およびさらに後代の口決資料によって、初期から

後期にいたる南山進流の声明の相承の系譜を復元し、〔南山進流系譜図〕として提示している。即ち、南山進流は最初期の観験（～n82～1218～）の頃に一流として興った。その後、般若房定意（12世紀末～13世紀前半）と宝蓮房祐真（13世紀前半）が活躍し、初期から中期にかけて次第に独白の声明を伝える流派として独立し、覚証院方・金剛三昧院方・東南院方の三流に分かれた。さらに隆然（1258～1341～）より始まる覚証院方は、初期の末、重弘の時に慈鏡系と隆法系の二系統に分かれたとしている。また、般若房定意と宝蓮房祐真の自筆の『声明集』が存在したことを、『声実抄』の口伝情報から推定している。

第二節では、南山進流独自の五音博士の考案者として高く評価されている覚意の功績について論

じている。まず、覚意の声明相伝の系譜と『声実抄』の覚意にかんする情報を丹念に検討し、覚意を南山進流の他にも相応院流や醍醐流の声明や法会の故実に通達した人物であったとしている。次に、五音博士成立以前の高野山には独自の記譜法が存在しておらず、「五音」が使われる以前には笛の音孔名が使用されていたことを明らかにした上で、『声決貪』や『声明集私案記』等の口伝書によって覚意が独自の五音博士を考案したことを確認している。

第三節では、横浜市金沢区の称名寺と醍醐寺に所蔵される「秘讚」を用いて、覚意が従来の声明譜を自身の五音博士を用いて記譜し直したことを証明し、この記譜活動を覚意の功績として再評価している。

第四節では、初期の『声明集』について考察している。まず、初期の『声明集』とされていた称名寺の「称名寺本 a」・「称名寺本 a」の二本と「文保二年本」について、貪誌・記譜法・系譜についての注記・曲目・曲順等を綿密に検証して、「称名寺本 a」は初期の覚意系の『声明集』であり、「文保二年本」は隆然系の『声明集』であるが、「称名寺本 b」は覚意の五音博士によって記譜された相応院流の〔法則集〕であることを突き止めている。次に「称名寺本 a」と「文保二年率」の全ての博士の骨格を『魚山螢芥集』と厳密に対照し、『魚山蘆芥集』の基本的構造が文保二年（1318）の時点で既に出来上がっていたことを解明している。また、初期に覚意が独自の五音博士を考案して以後、覚意の五音博士は南山進流において急速に広まり、十四世紀の初頭にはこの五音博士を使った『声明集』が成立し、『魚山蘆芥集』の基本的構造が確定したことを指摘し、これを覚意の功績と評価している。次に『声実抄』から復元した般若房と宝蓮房の博士の骨格を「称名寺本 a」・「文保二年本」と比較対照し、初期の二本の『声明集』はともに宝蓮房祐真よりも般若房定意の影響を強く受けていることを明らかにしている。

第三章では、『魚山蘆芥集』の成立過程の中期、すなわち了声明集』の基本構造が確定し重弘が示寂した正平十四年（1359）から、文明四年（1472）の『声明集』刊行直前までを論じている。この時期には、「康正二年本」「永享六年本」「永享十年本」「応永三年本」などの多様な『声明集』や、『声実抄』『声決貪』『声明集私案記』や『声明集隆法口伝』等の多数の口伝書類が登場し、「文明四年版」刊行の道筋が作られた。また口伝書によると覚証院方は慈鏡系と隆法系の二系統に分かれていたとされる。

第一節では、まず「康正二年率」「永享六年本」「永享十年本」「応永三年率」の四本の中期の『声明集』と『声明集隆法口伝』の書誌情報と曲目・曲順から、それぞれが属する系統を検討している。その後に『魚山蘆芥集』の 3690 箇の全ての博士と四本の『声明集』の博士をすべて対照して『魚山螢芥集』と相違する骨格を持つ博士を全て抽出し、初期の「称名寺本 a」と「文保二年本」と合わせて総数 41 箇所の相違が見られる博士（＝変勵煩にある博士）について、その骨格を逐一比較している。その結果、「康正二年率」と『声明集隆法口伝』は覚証院方の隆法系の『声明集』であり、「永享六年率」と「永享十年本」は同じ覚証院方の慈鏡系の『声明集』であり、「応永三年本」は覚証院方に類さない覚意系に近い『声明集』であることを突き止めている。さらに、隆法系よりも慈鏡系の『声明集』が、二系統に分かれる以前の覚証院方の声明をより多く継承していることも明らかにしている。また、この慈鏡系と隆法系『声明集』の存在を確認したことによって、今まで疑問視されてきた、覚証院方が二系統に分かれたことを伝える『声決貪』の信憑性を確かめることにも成功している。

第二節では、『魚山蘆芥集』編纂に大きな影響を与えたとされる『声明集私案記』の成立年代を、写本の奥書情報と『声実抄』『声決書』との比較から、応永二年（1395）から応永二十年（1413）とする仮説を提示している。また、『声明集』所収の曲の全ての詞章について、『声明集私案記』

が何等かの言及している箇所をすべて精査し、『声明集』の詞章の総数のうちのおよそ 34%に『声明集』が指南を付していたこと、さらに、その中で旋律、つまり博士の実際の唱法についての指南が 60%程度をしめていることを突きとめている。

第三節では、『声明集私案記』の曲目・曲順と変動域にある博士の骨格を諸本と比較検討することによって、『声明集私案記』が覚証院方の慈鏡系の『声明集』に依拠して成立したことを突きとめている。また、隆然系の「文保二年本」と慈鏡系の「永享十年本」も『声明集私案記』の本説の博士を多く採用していることも合わせて確認している。

第四節では、『声明集私案記』の覚証院と東南院、衆徒方と金剛三昧院とを対比した記述から『声明集私案記』の流派観について論じている。その結果、『声明集私案記』が高野山上において覚証院方と同じ進流ではあるが好ましくない独自の唱法を持つ東南院方と金剛三昧院方の二系統の声明の支流派が存在していたと認識していたとしている。また、高野山上で独立した流派として認識されていたのは南山進流と相応院流であり、南山進流に対抗する鱈流派として相応院流が強く意識されていたと推定している。

最後に、中期には、同じ基本的構造を持つ、覚証院方の『声明集』と非覚証院方で覚意系の可能性のある『声明集』が成立し、同じ覚証院方でも隆然の伝承を保持し続けた保守的な慈鏡系と隆然の伝承から距離を置き出した革新的な隆法系の覚証院方が併存しており、そのような状況において慈鏡系の覚証院方において『声明集私案記』が作成されたとしている。

第四章では、『魚山張芥集』の成立過程の後期、すなわち『声明集』の刊行から『魚山頂芥集』の成立までを論じている。

第一節では、まず最初の『声明集』の版本である[文明四年版]について、曲順・曲目と博士の骨格を中期の『声明集』と比較し、「文明四年版」が隆法系の[康正二年本]を祖本としていることを解明している。さらに「文明四年版」の刊行までに慈鏡系の覚証院方が衰退したと推定している。次に「文明四年版」と『魚山頂芥集』の基本構造(曲目・曲順と博士の骨格)を比較し、長恵が「文明四年版」を底本としその他の『声明集』を対校して『魚山頂芥集』の骨格を決定した可能性を指摘している。また、『魚山張芥集』は博士の骨格に関しては『声明集私案記』から影響を受けていないとしている。

第二節では、『魚山頂芥集』の編纂に最も大きな影響を与えたとされる『声明集私案記』を中心に、『声明集』の骨組みにどのような情報が付加されて『魚山頂芥集』が成立したかを論じている。まず『声明集私案記』が旋律(博士の実際の唱法)について言及している計 688 箇所の指南と『魚山蔓芥集』の旋律を比較し、両者の間で相違みられる 86 箇所の旋律を抽出している。さらに中期の『声明集』の旋律と対照し、『声明集私案記』は慈鏡系の『声明集』の旋律を有する割合が高く、『魚山蔓芥集』は隆法系に近いことを突き止めている。

次に、『魚山頂芥集』の指南のなかで、何らかの典拠があると思われるすべての箇所を精査し、その中から『声明集私案記』の指南を 56 抽出している。それらを受容の仕方を基準に三つに分類し比較検討している。さらに、『声明集私案記』の指南から、進流と相応院流とを対比した 32 の指南と、覚証院と東南院を対比した指南 3、衆徒方・金剛三昧院・証蔭房・樹下様を対比した指南 4 箇所の、合計 39 の指南を抽出している。その結果に基づいて、同じ覚証院方に属し基本的に同一の声明を伝えながらもより革新的な傾向をもつ隆法系の『魚山張芥集』の唱法と保守的な慈鏡系の『声明集私案記』の指南にはある程度の相違が生じていたこと、長恵の時代の高野山に、覚証院方の唱法とは区別される東南院方と金剛三昧院方の独自の声明が存在していたこと、長恵は隆法系の唱法によって『魚山張芥集』を編みながらも、『声明集私案記』を隆然によって著された覚証院方の正統な口伝書として受け入れ、『声明集私案記』の指南を多数『魚山蔓芥集』に掲載し『魚山張芥集』の正統性を主張したことを論じている。さらに『魚山蔓芥集』成立当時には『声明集私案記』つまり慈鏡系の声明の伝承が衰退していたと推定している。

最後に、『魚山蔓芥集』が『声明集私案記』以外の資料や人物から採用したと考えられる指南を 56 抽出し、その結果に基づき、長恵が『声明集私案記』以外にも、『声明集』や『声明集隆法口伝』や覚証院方の正嫡であった師の快助から受けた多くの指南によって『魚山張芥集』を撰述していたとしている。さらに長恵が隆法一重仙一快助という覚証院方の隆法系の系譜に連なる人物であることも確認している。

結論において本論文の総括を述べた後に、論文末に資料編として、

- 資料編①：[表1] 覚意相伝資料一覧
資料編②：[表2] 称名寺蔵覚意相伝「秘讚」一覧
資料編③：[表3] 変動域博士対照表
資料編④：[表4] 旋律対照表
資料編⑤：『汀声明集』詞章一覧

を掲載している。

審査結果の要旨

本論文は、真言声明の実態解明のための基礎研究として現在の真言声明の主流を形成した南山進流の規範的教則本である『魚山薑芥集』の成立過程を精微な文献操作によって論じた堅実な研究論文である。『魚山薑芥集』は真言声明の主要曲目を収録する法会用の譜本である『声明集』に、旋律や音価の表記また各曲目の曲調の情報等の注記が付された南山進流の教則本であり、現在でも真言宗諸山で使用されている。『魚山薑芥集』の成立過程の研究は南山進流の成立過程の解明に直接繋がり、真言声明の成立過程を解明するための基幹的研究である。真言声明の研究は研究者の少ない分野であり、さらに従来の『魚山薑芥集』の研究は『魚山是芥集』継纂以後の資料についての研究が中心であり、未だ高野山に大進上人流が流入してから『魚山藍芥集』が成立するまでの経緯を中心に扱った研究は存在しない。本論文は、初めて『魚山藍芥集』の成立過程を三期に分けて、豊富な文献資料を駆使して緻密に考察し、多くの成果をあげた貴重な研究である。

すなわち、今まで疑問視されていた覚証院方が隆法系と慈鏡系の二系統に分かれたとする口伝が伝える説を『声明集』の資料によって初めて確認したこと、称名寺と醍醐寺に所蔵される「秘讚」を用いて覚意が従来の声明譜を自身の五音博士を用いて記譜し直しかことを証明した初期の『声明集』とされていた称名寺の「称名寺本a」・「称名寺本a」の二資料のうち「称名寺本a」は初期の覚意系の『声明集』であるが「称名寺本b」は覚意の五音博士によって記譜された相応院流の『法則集』であることを突き止めたこと、「文保二年本」を初期の隆然系の『声明集』と特定したこと、初期の「称名寺本a」と「文保二年本」二本の『声明集』はともに宝蓮房祐真よりも般若房定意の影響を強く受けていることを明らかにしたこと、『魚山薑芥集』の基本的構造が文保二年(1318)の時点で既に出来上がっていたことを解明したこと、中期の『声明集』を覚証院方の隆法系と覚証院方の慈鏡系と覚証院方に属さない覚意系に近い『声明集』の三系統に分類したこと、『声明集私案記』が覚証院方の慈鏡系の『声明集』に依拠して成立したことを突き止めたこと、最初の『声明集』版本である「文明四年版」が隆法系の「康正二年本」を祖本としていることを解明したこと、旋律の比較によって『声明集私案記』は慈鏡系の『声明集』に近く『魚山薑芥集』は隆法系に近いことを突き止めたことなどを、その具体的な成果として挙げることができる。また『声実抄』『声明集私案記』『声明集隆法口伝』等の口伝書類の文章から丹念に復元した博士や『声明集』の博士や旋律の膨大なデータは、今後の声明研究の貴重な基礎資料となるものである。このデータに基づいて作成された資料編の「変動域博士対照表」と[旋律対照表]は後学の研究の大きな助けとなると思われる。

以上のように多くの貴重な成果をあげているが、いくつか課題となる問題点を挙げると、まず第二章第三節において、称名寺と醍醐寺に所蔵される慈業系の「秘讚」を比較して、覚意が従来の声明譜を自身の五音博士を用いて記譜し直したことを証明しているが、比較の全行程において慈業系の[秘讚]を宗源系と堅覚系に分類し、別項目を建てている。しかし、考察結果に宗源系と堅覚系の分類が反映されておらず、論理展開に不自然を感じさせている。宗源系と堅覚系の相違についての有益な考察を加えるか、論理展開に則した項目を組み立てることが望まれる。その他にも無意味な分類や合理性を欠く番号付けが見られる。また表現の過度な繰り返しや説明順序の逆転などが見受けられる。これらは間違いではないが、読み手を混乱させるものであり、当論の説得力を損ねている。第三章第三節において、『声明集私案記』の成立年代を、写本の奥書情報と『声実抄』『声決書』との比較から、応永二年(1395)から応永二十年(1413)とする仮説を提示しているが、上限と下限を流派情報の有無のみで設定することは説得力に欠けるとと思われる。ま

た『声明集私案記』の撰者についての具体的論究がない。歴史的背景や作者問題を視野に入れた多角的な考察が求められる。第三章第四節では、『声明集私案記』の覚証院と東南院、衆徒方と金剛三昧院とを対比した記述から『声明集私案記』の流派観について論じているが、流派を対比的に扱っている用例だけを集めた用例の選定基準には問題かおる。第四章第二節の流派很の考察も含めて、より合理的な基準で南山進流以外の資料も視野に入れて幅広く用例を収集し、歴史的背景も考慮して客観的に分析し、説得力のある論を展開する必要かおる。

このように、課題とすべき問題点がいくつかあるものの、本論文は声明文献を緻密に解析して蓄積した膨大な情報に基づき、初めて『魚山是芥集』の成立過程を体系的に解明した価値ある研究である。また、その考察過程において、多くの価値ある具体的成果をあげており、声明の研究の学問領域に大きく貢献する勝れた研究であり、本論文は課程博士学位請求論文に値する論文である。